

長浜市山間へき地医療体制強化基金条例の一部改正について

1. 趣旨

現在、長浜市国民健康保険直営診療所（以下、診療所）は、国民健康保険特別会計（直診勘定）で経理を行い、事業運営の財源に不足を生じたときには長浜市山間へき地医療体制強化基金（一般会計に位置付け。以下、山間へき地基金）から、一般会計を経由して、国民健康保険特別会計（直診勘定）へ繰り入れを行っています。

診療所の運営は非常に厳しく、特別会計は赤字が続いています。診療所の運営が安定して行えるよう財源を確保するため、基金からの繰り入れは必要です。

山間へき地基金は、診療所の安定経営のための財源とすることを明確にするため、長浜市国民健康保険直営診療所管理運営基金へ名称を変更し、長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）へ位置付けします。

2. 概要・要点

- ・名称を「長浜市山間へき地医療体制強化基金条例」から「長浜市国民健康保険直営診療所管理運営基金」に改めます。
- ・第1条において、同基金が山間へき地における医療体制の維持及び強化に資する旨を削除します。
- ・第2条第1項において、基金に積み立てる額は長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算で定める額とすることを明記します。
- ・第4条において、基金の運用から生ずる収益は長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出予算に計上することを明記します。

3. 施行期日

平成31年4月1日

4. 平成29年度末基金残高

山間へき地医療体制強化基金 842,683千円

5. その他

平成31年3月議会に提案します。

長浜市山間へき地医療体制強化基金条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">長浜市国民健康保険直営診療所管理運営基金条例</p> <p>(設置) 第1条 長浜市国民健康保険直営診療所の事業運営に資するため、長浜市国民健康保険直営診療所管理運営基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額) 第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1) 長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算で定める額 (2) (略)</p> <p>(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てるものとする。 2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">長浜市山間へき地医療体制強化基金条例</p> <p>(設置) 第1条 山間へき地における医療体制の維持及び強化並びに長浜市国民健康保険直営診療所の事業運営に資するため、長浜市山間へき地医療体制強化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額) 第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1) 予算で定める額 (2) (略)</p> <p>(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てるものとする。 2 (略)</p>